

令和6年度施行

設計書（公示用）

令和6年度 冬期道路状況調査業務

令和6年11月単価

札幌市建設局土木部雪対策室

業務説明書

1 業務名

令和6年度冬期道路状況調査業務

2 業務目的

本業務は、市内の冬期間における道路や道路脇の雪山の状況について調査を行うものである。

3 業務概要

- (1) 打合せ・協議（着手時・中間打合せ・成果品納入時）
- (2) 計画準備（現地確認を含む）
- (3) 現地調査（車上調査・詳細調査）
- (4) 結果集計（速報版）
- (5) 結果の報告（速報版）
- (6) 結果集計（最終版）
- (7) 報告書作成

4 業務履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月28日（金）までとする。

5 成果品

- (1) 報告書（A4版縦左綴・カラー印刷） 1部
- (2) 報告書の電子データ（CD、DVDなど記録媒体） 1部
- (3) 業務において制作・作成した物品、電子データ 1式

6 業務担当部局

札幌市建設局土木部 雪対策室計画課計画係 電話 211-2682

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和6年度 冬期道路状況調査業務

2 業務概要

雪対策の基本計画である「札幌市冬のみちづくりプラン2018」で掲げる、安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現を目指すため、交通事故や交通渋滞の原因となる道路への雪出しや、円滑な交通の妨げとなる不適切な雪の置き換えに対する啓発・指導の強化を行っている。

本業務は、啓発・指導を実施するうえでの今後の基礎資料とするため、市内の冬期間における道路や道路脇の雪山の状況について調査を行うものである。

3 用語の定義

本業務における用語について、下表のとおり定義する。業務遂行時や提出書類の作成時に使用する場合は、適切に使用すること。

下表以外の用語の定義が曖昧な場合等、疑義がある場合は担当職員と協議すること。

用 語	定 義
雪出し	道路敷地外（私有地等）から道路上に雪を出すこと。法律で禁止されている行為である。 ※道路には、車道や歩道、横断歩道が含まれる。
不適切な雪の置き換え	雪出しではないものの、地先の住民や事業者がおこなった道路上の雪の置き換えなどで、車両の走行車線にその雪がせり出すことにより、交通の支障となっている状態。 (例) ・札幌市の除雪により道路脇に寄せられた雪を道路上へ戻すことにより、雪山が車道側へ膨らんでいる状態や道路に凹凸が生じている状態 ・民間排雪や融雪施設を使用している形跡がないにも関わらず、低下縁石以外の場所に雪山が無いよう隣接する雪山が周囲と比べて明らかに大きく、走行車線にまでせり出している状態

4 調査対象

調査地点数 市内17地点

※調査地点の詳細な住所等は、着手後に担当職員より提供する。

【区別調査箇所数】

中央区	2地点	豊平区	2地点
北区	2地点	清田区	2地点
東区	1地点	南区	2地点
白石区	なし	西区	2地点
厚別区	2地点	手稲区	2地点

5 業務内容

本業務における業務内容は以下の通りとする。

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回実施する。中間時の打合せ時期については、担当職員と協議のうえ決定すること。

(2) 計画準備

業務目的を十分に理解した上で、着手後に担当職員より提供する資料をもとに、業務の実施体制、各業務項目の実施方針や内容を具体化し、業務計画書を作成する。業務全体を把握する管理責任者を置く等、連絡体制を確立すること。

(3) 現地調査

下記ア～ウの調査を行う計測員の体制を確保すること。

計測員に対して、業務目的・計測時の留意事項・計測対象項目・計測方法・その他必要事項について、あらかじめ教育を行うこと。

道路脇の雪山の状況変化を的確に把握するため、現地調査を行う順番（ルート）は固定せず、調査日毎に変更することとし、業務計画書により調査日毎のルートを担当職員に提出すること。

調査期間（予定）：令和6年12月中旬～令和7年3月中旬

ア 車上調査（期間中毎日実施 1地点当たり90回を想定）

- ・調査時間：4時～8時（24時間表記）
- ・調査項目：「雪出し」又は「不適切な雪の置き換え」によって走行車線へ雪山がせり出し、交通への影響が生じている状況の有無
- ・調査方法：

(ア) 目視確認

目視により、上記調査項目3点について、確認し記録する。なお、調査日における24時間降雪量、札幌市の除排雪作業の有無について併せて記録すること。除排雪作業有無の確認方法については、着手後に担当職員と協議を行うこと。

(イ) 路線映像撮影

ドライブレコーダー等により、調査対象箇所周辺の道路を走行方向向きで撮影する。業務完了時には、映像データ一式を納品すること。

なお、撮影に必要な機材等のすべてについては受託者で用意し、事前に担当職員の承諾を得ること。

イ 詳細調査（車上調査中、必要に応じて実施）

- ・調査時：車上調査において、5(3)アにおける調査項目に該当する現場の確認時
- ・調査方法：
 - ①「雪出し」又は「不適切な雪の置き換え」を確認した場合は、下車のうえ、道路状況の写真及び動画撮影を行う。ただし、行為者と接触等は行わないこと。
 - ②交通への影響が生じている雪山を確認した場合は、周囲の雪山と比較し、走行車線へのはみだし幅、雪山の高さについて、スケール等により計測および写真撮影を行う。計測は10cm単位で行うことを想定しているが、作業実施前に担当職員と協議すること。

ウ 渋滞状況撮影

「雪出し」又は「不適切な雪の置き換え」によって走行車線へせり出した雪山に起因すると考えられる渋滞状況について、写真撮影を行う。

※撮影日時が画像内に表示される仕様のカメラを使用すること。

(4) 調査結果の報告

調査を実施した当日に、その結果の速報版(写真、計測データ等)について、13時を目途に担当職員に提出する。報告様式は別添のとおりとする。

(5) 結果集計

期間中の全計測結果を集計し、調査地点別に計測の記録をとりまとめる。

6 成果品

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 報告書 (A4版縦左綴・カラー印刷) | 1部 |
| (2) 報告書の電子データ (CD、DVDなど記録媒体) | 1部 |
| (3) 業務において制作・作成した物品、電子データ | 1式 |

7 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和7年3月28日(金)まで

8 個人情報の取扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって音声や画像、映像などの個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

9 映像機器及びデジタルコンテンツの取り扱い

- (1) 受託者は、メディア管理者を配置し、撮影に必要な映像機器及び撮影したデジタルコンテンツ(映像・画像・音声データ)について適正に管理すること。
- (2) メディア管理者は、映像・画像の閲覧等に使用するパソコンを限定し、アクセス権限を設定し、権限を付与した従業員のみが映像を見ることができるようになること。
- (3) 受託者が使用するパソコンは、オフラインかつ外部ネットワークから遮断されているものであること。
- (4) 受託者は、業務完了時に、撮影したデジタルコンテンツをハードディスク等に保存し、札幌市へ提出すること。
- (5) 受託者は、業務完了時に、本業務で撮影したデジタルコンテンツについて、複製したものも含めたすべてを完全に削除すること。その後、担当職員の確認を受けること。

10 調査中のトラブル等

調査中にトラブル等が発生した場合は、発生経緯と一次対応について速やかに担当職員に報告すること。その後、発生原因と再発防止策について書面等にて担当職員に報告すること。

11 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。当該契約期間満了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議を行うこと。
- (4) 気象警報等の発令時における調査の実施は、担当職員と協議の上決定し、実施する場合には安全に十分留意すること。
- (5) 調査実施時は、担当職員から貸与する腕章を着用すること。

12 業務担当部局

札幌市建設局土木部雪対策室計画課

TEL 211-2682 FAX 218-5141

記録様式(速報版)

※降雪量は前日9時～当日8時に降った量

調査日		○年○月○日 (○)								
No.	区	路線名	調査時刻	降雪量※	実施した調査内容	調査概要			トラブル等の発生	
						当日確認された状況	確認された調査項目	自由記述欄	発生状況	対処
1					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
2					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
3					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
4					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
5					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
6					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
7					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				
8					<input type="checkbox"/> 車上調査 <input type="checkbox"/> 市除雪で寄せた雪の上に新たに民間によるものと思われる雪の積上げが確認された <input type="checkbox"/> 民地・道路から運ばれた形跡(タイヤ跡やママダンブ跡等)が確認された <input type="checkbox"/> 民間による作業現場を確認した	<input type="checkbox"/> 雪出し <input type="checkbox"/> 不適切な雪の置き換え <input type="checkbox"/> 走行車線へのせり出しにより交通への影響が生じている雪山			-	
					<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった	<input type="checkbox"/> 車道・歩道への影響が生じていた <input type="checkbox"/> いずれも確認できなかった				

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓
約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委
託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾
を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、
委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託
者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）
に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本
契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及
びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務
の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する
管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するととも
に、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報
が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行
わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら
ない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責
任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

業務名

令和6年度 冬期道路状況調査業務

一金	総委託費	円
	業務価格	円
	消費税等相当額	円

項目	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費						
	直接人件費	式	1			第1号内訳書
	直接経費	式	1			第2号内訳書
直接調査費計						
諸経費		式	1			見積
業務価格						1万円未満切捨
消費税相当額		式	1			業務価格の10%
総委託費						

札幌市

第1号内訳書

直接人件費

(一金) _____ 円
 _____ 円 (設計変更)

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ・協議 (初回・中間・最終)		式	1			単価No.1
計画準備 (現地確認を含む)		式	1			単価No.2
現地調査 (車上調査・詳細調査)		日	90			単価No.3
結果集計 (速報版)		日	90			単価No.4
結果の報告 (速報版)		日	90			単価No.5
結果集計 (最終版)		式	1			単価No.6
報告書作成		式	1			単価No.7
計						

単価算出調書

No	細目	単位	単価	積算の基礎	単価表		
1	打合せ (初回・中間・最終)	式	円	測量技師	円 × 1.00 =	円	歩掛、労務単価
				測量技師補	円 × 1.50 =	円	
				測量助手	円 × 0.500 =	円	
				計		円	
2	計画準備 (現地確認を含む)	式	円	測量技師	円 × 1.00 =	円	歩掛、労務単価
				測量技師補	円 × 1.30 =	円	
				測量助手	円 × 1.00 =	円	
				測量補助員	円 × 1.10 =	円	
計		円					
3	現地調査 (車上調査・詳細調査)	日	円	測量補助員	円 × 0.134 =	円	歩掛、労務単価
				軽作業員	円 × 1.35 =	円	
				計		円	
4	結果集計 (速報版)	日	円	測量補助員	円 × 0.0795 =	円	歩掛、労務単価
				軽作業員	円 × 0.691 =	円	
				計		円	
5	結果の報告 (速報版)	日	円	測量補助員	円 × 0.062 =	円	歩掛、労務単価
				計		円	
6	結果集計 (最終版)	式	円	測量補助員	円 × 3.96 =	円	歩掛、労務単価
				軽作業員	円 × 7.80 =	円	
				計		円	
7	報告書作成	式	円	測量技師補	円 × 1.70 =	円	歩掛、労務単価
				測量助手	円 × 2.40 =	円	
				測量補助員	円 × 4.00 =	円	
				計		円	
8	交通費	日	円		=	円	見積単価
				計		円	

札幌市